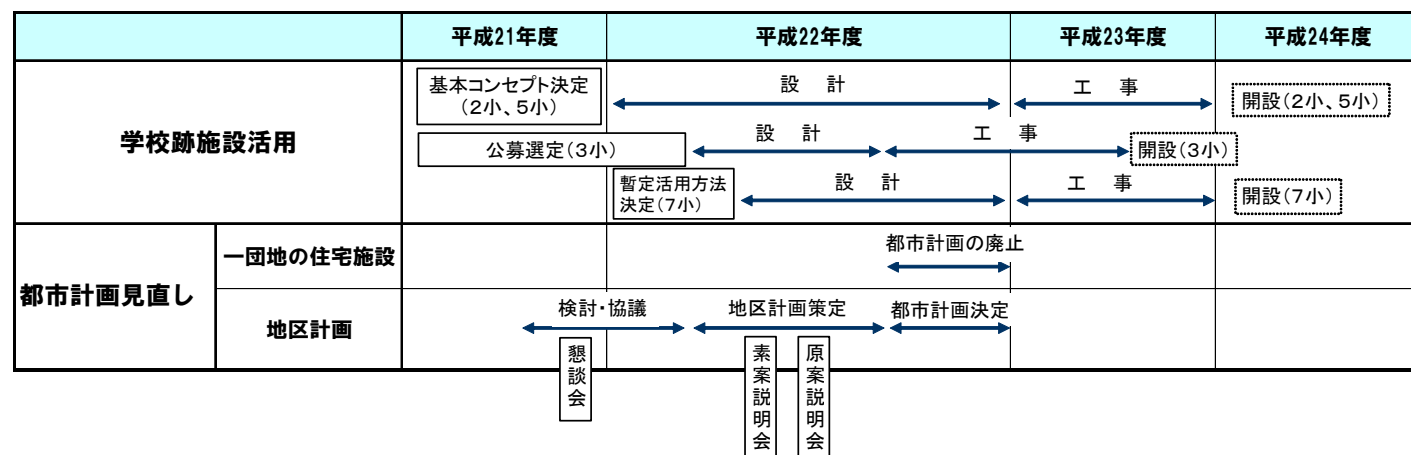


今後のスケジュールについて

●学校跡施設活用と都市計画見直しのスケジュール



Q&A

Q1 跡施設に入るそれぞれの具体的な施設の内容を知りたいのですが？

A1 公共的施設の概要や民間の借受候補者が明確になる時期など活用基本計画が更に具体化した段階で、跡施設の周辺地域の皆様方に対し、説明会を開催します。

Q2 民間貸与の跡施設の公募には特別養護老人ホーム等の高齢者施設や保育園も応募できますか？

A2 応募できます。区では、高齢者施設や保育園の整備は、民間活力を活用した整備を進めていくこととしています。このため、民間利用を計画する跡施設では、こうした施設として利用したいという応募も想定しています。

Q3 地域の住民が使えるスペースはどこですか？

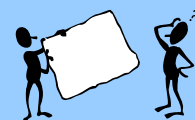
A3 今回、地域の方々が使えるスペースとして、気軽に立ち寄れる地域交流コーナーを光が丘第二小学校および第五小学校跡施設に設置する予定です。また、第五小学校跡施設の文化芸術・多文化共生支援施設も区民利用貸し施設としてご利用頂けます。

Q4 今回の都市計画の見直しによって、現在の住環境はどうなるのでしょうか？

A4 「一団地の住宅施設」によって維持してきた良好な住環境を、今後は、「地区計画」という手法に置き換えて、維持、保全していきます。

Q5 団地の建替えが出来ないと聞きましたが？

A5 現状と同じ場所で、同じ規模であれば、現在でも建替えが可能です。将来の建替えに際しては、今後、建替え計画が具体化した段階で、地域の皆様のご意見を踏まえながら、必要に応じて、「地区計画」の内容の見直しを検討していきます。



お問い合わせ

●学校跡施設活用に関するお問い合わせ 練馬区企画部 企画課

TEL : 03-5984-2448 (直通) FAX : 03-3993-1195
担当 田中・近藤

●都市計画の見直しに関するお問い合わせ

練馬区環境まちづくり事業本部 都市整備部まちづくり推進調整課
TEL : 03-5984-4758 (直通) FAX : 03-5984-1226
担当 佐野・福田・金原

光が丘地区まちのかわら版

～光が丘地区の活性化に向けて～ 平成22年2月



発行：練馬区環境まちづくり事業本部
都市整備部まちづくり推進調整課

■まちのかわら版の発行にあたって

光が丘地区は、都市計画(光が丘一団地の住宅施設他)に基づいて建設されたまちです。まちの建設後約20年が経過し、社会状況の変化とともに人口構成も大きく変化しました。特に児童数は著しく減少し、平成22年4月には地区内の8つの小学校が統合再編されます。区では、統合再編により生じる4か所の学校跡施設について、区の貴重な資産として有効活用の観点から、統合後できるだけ速やかに活用できるよう、平成22年1月に区民の皆様や議会の意見を踏まえ、学校跡施設(光が丘地域)活用基本計画を策定いたしました。

区では、都市計画の見直しを行ったうえで、活用基本計画に沿った跡施設活用を行いたいと考えています。この「まちのかわら版」は、学校跡施設の有効活用と都市計画の見直しについて、区民の皆様にご理解を深めていただくために発行するものです。今回は、活用基本計画における学校跡施設の活用概要と都市計画見直しの考え方についてお知らせいたします。

なお、今後も検討状況などを節目ごとにお知らせしていく予定です。



■懇談会開催のお知らせ

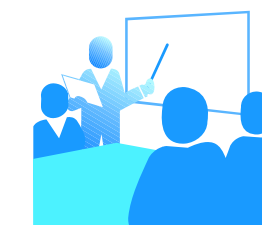
懇談会を開催します (都市計画の見直しについて)

■日時：平成22年2月16日(火)午後7時より
平成22年2月21日(日)午後7時より
※ 両日とも同じ内容です。

■場所：光が丘区民ホール (3階多目的ホール)

■内容：①学校跡施設(光が丘地域)活用基本計画の概要について
②光が丘地区の都市計画について
③都市計画見直しの必要性と方向性について

都市計画の見直しについて、管理組合・自治会単位でご希望がある場合は、個別にお伺いし、ご説明いたします。4ページのまちづくり推進調整課まで、お気軽にお問い合わせ下さい。



学校跡施設の活用内容について

光が丘地域の4か所の小学校跡施設をほぼ同時期に活用することから、公共利用や民間利用など特徴を持たせ多様な利用を計画しています。

●活用内容は次のようになっています

【光が丘第二小学校跡施設】

～公共的利用～

- 学校教育支援センター（学校教育支援機能）
 - ・教職員の研修・研究の場、教育相談を行う場
 - ・閉校となる8校の歴史の保存・展示スペースも整備
 - 防災カレッジ、介護人材育成・研修センター（人材育成機能）
 - ・防災、福祉等に関わる人材を育成する場
 - 地域交流コーナー（地域交流機能）
 - ・地域の方々が気軽に来られて交流できる場
- ※施設名称は仮称です

【光が丘第七小学校跡施設】

～医療（将来利用）～

- 将来利用：病院関連（医療機能）
 - ・将来的には、日本大学医学部付属練馬光が丘病院施設の建替え時の関連用地として利用
- 暫定利用：民間事業者への貸与または公共的な利用
 - ・病院施設建替え時の関連用地として利用するまでの間は、民間事業者への貸与または公共的な利用



【光が丘第三小学校跡施設】

～民間による利用～

- 民間事業者への貸与（産業振興等機能）
 - 区内経済の活性化、まちの活性化を図る場、少子高齢社会への対応など喫緊の課題に対応する場
 - ・校舎・体育館・グラウンド等を一括貸与（原則として有償）し、公募審査のうえ借受者を選定
 - ・アニメ産業など地場産業の強化に繋がる施設、教育関係施設、高齢者や子供関連施設などとして活用する借受者を優先的に誘致
 - ・周辺の住環境や周辺にお住まいの方々に配慮する借受者を選定

【光が丘第五小学校跡施設】

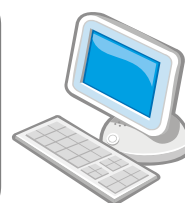
～公共的利用～

- こども発達支援センター（障害児の発達支援機能）
 - ・発達に心配のある子供と家族の相談支援やサービスを提供する場
 - 文化芸術・多文化共生支援施設（文化振興機能）
 - ・音楽・演劇の練習の場、外国人等の日常会話の習得や情報提供の場
 - 地域交流コーナー（地域交流機能）
 - ・地域の方々が気軽に来られて交流できる場
- ※施設名称は仮称です

※4つの跡施設は全て、既存の校舎や体育館を改修し活用します。建て替えを行うものではありません。

学校跡施設(光が丘地域)活用基本計画の詳しい内容については
区役所ホームページをご覧になるか、4ページの企画課までお問い合わせ下さい。

区役所ホームページのトップページから、【区政情報】→【検討中の主な条例・計画など】
→【「区立学校適正配置第一次実施計画」に伴う学校跡施設の活用】でご覧頂けます。

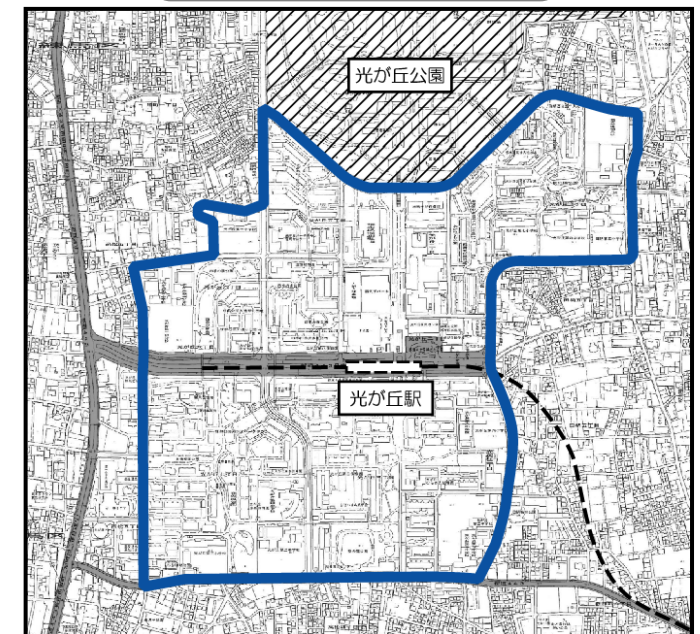


都市計画の見直しについて

跡施設は現在の都市計画では、小学校として指定されているため、小学校以外の活用はできません。

都市計画の見直しを行ったうえで、小学校として利用されなくなった4か所の跡施設の有効活用を図っていきます。

見直しの対象となる区域



●都市計画の見直しについては、次のように考えています



1. 光が丘地区の都市計画の現状

本地区は、都市計画として「一団地の住宅施設」が指定されています。

2. 一団地の住宅施設の問題点

現在の「一団地の住宅施設」のままでは、小学校跡施設は、小学校以外の活用ができません。

→「一団地の住宅施設」では、小学校は、住宅施設をはじめ、道路や公園などの公共施設、学校や行政サービス施設等の公益施設等とともに一団の都市施設として数や位置が定められているため、原則として、定められた用途以外には使えないことになっています。

3. 都市計画の見直し

「一団地の住宅施設」の見直しを行ったうえで、小学校として利用されなくなった4か所の小学校跡施設の有効活用を図っていきます。

4. 都市計画の見直しの方向性

国および東京都の方針により、次のような方向で地域住民、東京都をはじめ関係機関と協議を進め、見直しを図っていく予定です。

■「一団地の住宅施設」の廃止

■新しい都市計画としての「地区計画」の導入